

制限付一般競争入札(事後審査型)の実施について

次のとおり建設工事に係る制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。

那覇市長 翁長 雄志

1 入札に付する事項

(1) 工事名	石嶺市営住宅第4期建替工事(A7号棟・電気)
(2) 契約番号	工事第231号
(3) 業種	電気工事業
(4) 場所	那覇市首里石嶺町2丁目127, 132番
(5) 工期	平成27年8月31日まで
(6) 落札方式	価格競争落札方式
(7) 概要	
① 目的	既設市営住宅の建替事業により、居住水準の向上等を目的とする
② 規模等	石嶺市営住宅A7号棟地上14階 78戸
③ 構造形式	
④ 工種	電気工事
⑤ 主要資材	—
(8) 予定価格	119,110,000円(消費税抜き)
(9) 最低制限価格	予定価格の7/10から9/10までの範囲で設定し、開札後公表。 ※ 詳しくは、入札公告等ファイル「格付・要綱等」中の「最低制限価格の基準について」参照。
(10) 施工方式	① 自主結成による特定建設工事共同企業体(3社JV)による共同施工方式(甲型)とする。 ② 全ての構成員は、本工事に関し2つ以上の共同企業体の構成員となることができない。 ③ 出資比率は、代表者50%、構成員30%、構成員20%とする。

2 入札参加資格要件 ※入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

(1)	施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2)	那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第14条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
(3)	開札日において電気の有効な経営規模等評価結果通知書(経営事項審査)を受けている者であること。
(4)	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格審査願を再度提出し、審査を経て有資格業者として認定され建設業者格付名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。)
(5)	経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。 (公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。(4)に該当するものを除く。)

(6)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不相当であると市長が認める者に該当しない者であること。(下請業者も同様とする。)
(7)	那覇市建設工事等競争入札参加資格に関する規程第7条に規定する建設業者格付名簿に電気工事業者として登録されている者であること。
(8)	開札日を基準日とし過去1年間に、那覇市工事成績評定要領第8に規定する工事成績評定通知で、電気工事の評定点が60点未満でない者であること。 ※上記期間中に工事成績評定を受けていない者は、(8)の入札参加資格を満たしているものとする。
(9)	平成25・26年度の電気の格付が、 ・ 共同企業体の代表者(出資比率50%)は、A等級(ランク)の者であること。 ・ 共同企業体の構成員①(出資比率30%)は、A又はB等級(ランク)の者であること。 ・ 共同企業体の構成員②(出資比率20%)は、B等級(ランク)の者であること。 ※業者格付については、入札公告等ファイル「格付・要綱等」中の「平成25・26年度格付(電気)」を参照。
(10)	主任技術者： 共同企業体の代表者は請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、1級電気工事施工管理技士(監理技術者)の資格を有する者を開札日において専任で配置できること。(ただし、下請契約金額の合計額が3,000万円以上になる場合は、1級電気工事施工管理技士の資格を有する監理技術者を専任で配置できること。) 共同企業体の構成員①②は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、2級電気工事施工管理技士以上の資格を有する者を開札日において専任で配置できること。 なお、請負代金の額が、2,500万円(当該建設工事が建築一式工事である場合は5,000万円)以上の場合には、営業所の専任技術者は、主任技術者又は監理技術者になれない。 現場代理人： 請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、共同企業体として工事現場に常駐で配置できること。 現場代理人は主任技術者(監理技術者)を兼ねることができる。営業所の専任技術者は、現場代理人になれない。 ※ 恒常的な雇用関係とは、開札日以前に3か月以上の継続した雇用関係にあることが必要。
(11)	開札日において電気工事の有効な建設業許可を受けている者であること。(ただし、下請契約金額の合計が3,000万円以上になる場合は、共同企業体の構成員のうち少なくとも1社が特定建設業の許可を受けていること。)
(12)	那覇市に本店がある者であること。

3 落札制限 ※次の各項目のうち一つでも該当すれば、落札することができません。

(1)	同一現場での落札は1件のみ。〔石嶺市営住宅第4期建替関連工事で那覇市上下水道局発注工事も含む手持ち工事がある場合は(JV構成員を含む)、この案件を落札できない。〕
(2)	開札日以前3か月以内に、那覇市又は那覇市上下水道局で落札した「この案件と異なる業種の案件」(JV構成員を含む)がある場合は、この案件を落札することはできない。
(3)	この案件を落札後、3か月以内は那覇市及び那覇市上下水道局の発注する「この案件と異なる業種の案件」(JV構成員を含む)を落札することはできない。
(4)	指名競争入札では、制限付一般競争入札で落札した工事を手持ち工事としてみなす。
(5)	複数の案件で落札候補者等になった場合には、先に開札された案件が優先して落札される。(落札案件を選ぶことはできない。)
(6)	那覇市及び那覇市上下水道局発注の同業種手持ち電気工事(JV構成員を含む)がある場合は、開札日に出来高が50%以上でなければ、この案件を落札することはできない。ただし、債務負担行為による複数年度にまたがる工事の初年度以外の工事に関してはその限りでない。
(7)	他市町村から那覇市に本店を移転した者は、開札日において、移転日以後6か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。
(8)	新規に業者登録した者は、開札日において、登録日(審査合格通知書の通知日)以後6か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。

4 設計図書等の閲覧申請、質問、回答

設計図書等閲覧方法	<p>設計図書等は、入札情報公開システムの発注図書で公表する。</p> <p>閲覧に必要なパスワードは電子入札システムの調達案件概要の[条件2]欄に掲載しています。入札公告等ファイルに掲載の「パスワードの取得方法」を参照のうえ設計図書をダウンロードすること。</p> <p>※ ICカードの有効期限切れ等により電子入札システムでパスワードの確認ができない場合には、契約検査課に電話連絡すること。</p>
閲覧期間	<p>閲覧期間：平成25年12月19日10時～平成25年12月26日17時まで</p> <p>※ パソコントラブル等により設計図書等がダウンロードできない場合には、上記閲覧期間内に下記担当まで連絡すること。</p> <p>●連絡先： 契約検査課 島袋 TEL:951-3253</p>
質問期間及び方法	<p>質問期間：平成25年12月25日9時～平成26年1月6日17時まで</p> <p>「質問書」、「数量質問書」を、FAXで提出すること。(質問がない場合は不要)</p> <p>※ 発注図書ファイルに掲載された「質問書」「数量質問書」を使用すること。</p> <p>●提出先： 建築工事課 花木 FAX: 951-3228</p>
回答期限及び方法	<p>回答期限：平成26年1月8日17時</p> <p>※ 「質問及び回答」は、発注図書ファイルに掲載する。</p>

5 共同企業体資格審査申請書等の提出及び入札の方法

共同企業体資格審査申請書等の提出	<p>本案件に入札参加を希望する者は入札の前に次の①から③の書類(以下、共同企業体資格審査申請書等という。)を持参により提出すること。なお、下記期限までに提出しない者はこの競争入札に参加することはできない。</p> <p>①特定建設工事共同企業体資格審査申請書 ②特定建設工事共同企業体協定書のコピー ③委任状</p> <p>提出方法 ①から③の書類を封筒に入れのり付けで封をして持参する 提出期限 平成26年1月9日まで 提出場所 那覇市役所 本庁 9階 契約検査課 提出時間 9時～12時及び13時～17時まで 部 数 各1部</p> <p>※「共同企業体資格審査申請書等」①から③は、発注図書ファイルに掲載する。 ※「特定建設工事共同企業体協定書」は「注意事項」及び「協定書作成要領」を参照し作成すること。</p>
入札方法	<p>電子入札システムにより入札</p> <p>※「注意事項」を参照し共同企業体の代表者のICカードで入札すること。</p> <p>※(操作方法については那覇市公共工事電子入札システムのホームページ上に掲載されている「一般競争マニュアル」を参照) ※那覇市工事請負等制限付一般競争入札心得第3条中「100分の5」とあるのは「100分の8」と、「105分の100」とあるは「108分の100」と読み替える</p>
入札時の添付書類	<p>工事費内訳書に内訳金額等を記載の上、電子入札システムの入札書を提出する画面で付加(添付)すること。</p> <p>※工事費内訳書は、発注図書ファイルの「内訳書」よりダウンロードすること。</p>
入札期間	<p>平成26年1月10日 9:00 ～ 平成26年1月14日 14:00</p> <p>※上記期間内に電子入札システムにより入札。(土日、祝日を除く。)</p>
その他注意事項	<p>入札時に有効期限が切れるICカードは使用できない。 失効したICカード(実際の代表者、商号、住所が異なるもの)で行った入札は無効となる。</p> <p>※ 共同企業体の全ての構成員が電子入札の利用者登録をしている場合であって、代表者変更、住所変更等又はICカードの期限切れによる変更が入札期日に間に合わない場合、又は電子機器の故障等によりやむを得ない場合についてのみ、紙入札を認める場合がありますが、その他の事例については、紙入札は認められません。</p> <p>※ 共同企業体の代表者のICカードが利用できないときは、契約検査課に問い合わせてください。</p>

6 入札書等の不受理・無効

那覇市工事請負等制限付一般競争入札心得(以下「心得」)第13、14条参照。
入札時に、失効したICカード(実際の代表者、商号、住所が異なるもの)で行った入札は、入札参加資格を満たさない者が提出した入札書等とみなし、無効として取り扱う。

7 開札及び落札の保留

開札日時	平成26年1月15日 10時30分
開札場所	那覇市役所 本庁 9階 入札室 電子入札案件のため原則立ち会いは行いません
落札の保留	開札後に入札参加資格審査を行うため、落札を保留とする。

8 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

通知方法	落札候補者となった場合には、メール及び電子入札システムで通知する。
提出期限	平成26年1月16日 12時まで
提出方法	電子入札システムで下記の資格審査書類を提出すること。 ※電子入札システムで提出が可能なファイル数は最大10個、合計サイズは最大2メガバイトまで。それ以上になる場合には、担当まで連絡すること。 ただし、指定された場合には、資格審査書類を契約検査課まで持参すること。
提出書類	(1) 入札参加資格審査申請書(共同企業体用)・・・専用様式 (2) 最新の経営規模等評価結果通知書(経営事項審査)の写し(代表者及び構成員①②) (3) 建設業許可証明書又は建設業の許可について(通知)の写し(代表者及び構成員①②) (4) 専任配置予定技術者(代表者及び構成員①②) (5) 専任配置予定技術者の手持工事の状況(代表者及び構成員①②) (6) 企業の手持工事の状況(代表者及び構成員①②) (7) 一般建設業の下請に関する誓約書(3社とも一般建設業の場合のみ提出) (8) 最新の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し(代表者及び構成員①②) ※ 上記(1)～(8)に係る関係添付書類を含む。 ※ 「資格審査書類」の様式は、発注図書ファイル「入札参加資格審査書類」よりダウンロードすること。ただし、資格審査書類一式については、開札後、落札候補者のみが提出するものである。

9 入札参加資格要件の事後審査及び落札者の決定

開札後、資格審査書類の事後審査により、落札者を決定する。
落札者決定予定 平成26年1月21日 前後
※心得 第9、10、11、12条参照。

10 入札保証金、契約保証金、支払条件に関する事項

入札保証金	免除する。
契約保証金	契約金額の100分の10以上。
前金払	適用する。契約金額の10分の4以内とする。ただし、中間前金払制度適用(請負金額が1,000万円以上かつ工期が120日以上)の場合は、中間前払金は契約金額の10分の2以内とし、前払金の合計額は契約金額の10分の6以内とする。なお、部分払の支払を受けた後は、中間前金払の請求はできない。
部分払	適用する。那覇市契約規則第42条の規定回数の範囲内。

11 誓約書兼同意書の提出に関する事項

那覇市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱を平成24年4月1日に施行したことに伴い、下請負契約を締結する全ての下請負業者は、当該下請負契約を直接に発注した相手方に、自身(自社)は暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の「誓約書兼同意書」の提出が必要となるので、落札者は本案件に関し、下請負契約を締結する際には当該「誓約書兼同意書」を必ず提出させなければならない。また、当該1次下請負業者以下の全ての下請負業者にも同様の対応をするよう指導しなければならない。

※全ての下請負業者には、一人親方、日雇労働者を含む。

※落札者は、契約締結前までに、「誓約書兼同意書」(元請用)を契約検査課へ提出しなければならない。

12 再資源化

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事であるため、契約にあたり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算した上で入札すること。また、分別解体等の方法を契約書に記載するために、落札者は落札者決定後に発注者と協議を行うこととする。

13 その他

那覇市公共工事電子入札システムのホームページ(電子入札システム、入札情報公開システムの入口)

<http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/keiyaku/denshinyusatu.html>

入札情報公開システムより「発注情報の検索」で本案件を検索する際には、「発注情報検索」画面で、入札方式の中から「一般競争入札(入札後資格確認型)」を選択し検索ボタンを押すことで、本案件の検索がスムーズにできる。

電子入札システム及び入札情報公開システムの操作方法については、那覇市公共工事電子入札システムのホームページで公開されている「一般競争マニュアル」や「入札情報公開システム操作マニュアル」を参照し、それでも不明の場合には、電子入札統合ヘルプデスクへ問い合わせること。

紙入札業者の提出した入札書に、くじ番号が記載されていない場合には、くじ番号は「001」とする。

提出された書類は返却しない。

公告事項の内容に変更がある場合は次のURLに変更公告を掲載するので入札開始までは常に確認すること。

<http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/keiyaku/kokyokeiyaku/seigenippan/seigenippan.html>

台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の2時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。延期後の日時は、那覇市ホームページに掲載する。

14 問合せ先

この公告・入札・開札・契約に関すること

那覇市役所 都市計画部 契約検査課 担当者: 島袋

TEL: 951-3253

FAX: 951-3254

設計図書の内容に関すること

那覇市役所 建設管理部 建築工事課 担当者: 花木

TEL: 951-3227

FAX: 951-3228

入札情報公開システムの操作方法に関すること

※問合せ前には、那覇市公共工事電子入札システムのホームページで公開されている「入札情報公開システム操作マニュアル」や「よくある質問と回答」を読むこと。

電子入札統合ヘルプデスク 電話 (0570)021-777 (平日 9:00-12:00 13:00-17:30)

E-mail : sys-e-cydeenasphep@ml.hitachi-systems.com